

新旧対照表（ペイジー口座振替受付サービス規定）

改定前	改定後
3.（預金口座振替契約等） (1) 前記2（1）により暗証番号の入力がされたときに、<u>契約が解除されるまでの期間</u>収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「<u>預金口座振替</u>」といいます。）が成立したものとみなします。<u>ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替は成立しなかったものとします。当行は預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行の普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。</u> (2) 前記（1）にかかわらず、<u>当行所定の手続きによる預金者および代理人の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。</u> (3) 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。 (4) 収納機関の都合で、<u>収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。</u> (5) <u>預金者は、暗証番号等を入力する前に、端末機の表示および収納機関との</u>	3.（預金口座振替契約等） (1) 前記2（1）により暗証番号の入力がされ、<u>端末機に預金口座振替契約の確認を表す電文が表示された時点で、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の契約（以下、「<u>預金口座振替契約</u>」といいます。）が成立されるものとします。</u> ①<u>収納機関から当行に都度送付される請求金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落としのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。</u> ②<u>当行の普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前記①の引落しを行います。</u> ③<u>収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。</u> ④<u>収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。</u> (2) <u>預金者は、暗証番号等を入力する前に、端末機の表示および収納機関との</u>

改定前	改定後
間の契約書面等により、本サービス申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）を確認するものとし、確認書が自己の意志に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。 <u>4.（免責事項）</u> （略） <u>5.（読替規定）</u> （略）	間の契約書面等により、本サービス申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）を確認するものとし、確認書が自己の意志に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。 （新設） <u>(3) 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。</u> （新設） <u>4.（本サービスの利用停止）</u> <u>(1) 本サービスを利用する機能は、当行所定の方法により当行本支店へ申し出るにより停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。</u> <u>(2) なお、前記(1)による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約は、前記3.(3)によらない限り、その終了・解除はなされません。</u> <u>5.（免責事項）</u> （略） <u>6.（読替規定）</u> （略）

改定前	改定後
<u>6. (この規定の変更等)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示</u>その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。 以上	<u>7. (規定の変更等)</u> (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>ホームページ掲載による表示</u>その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (新設) <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとする。</u> 以上